

1. 提出書類

1. 1 技術資格

技術資格での申込（別表Aに該当9～12ページ参照）

- ア. 公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書（様式第1）
- イ. 受講希望者が勤務している特定工場の概要（特定工場勤務者のみ）（様式第2）
技術資格による申込であっても、該当する方は必ず提出してください。
- ウ. 技術資格・免許等のコピー
技術士は選択科目の確認が必要なため登録証書に技術部門及び科目の記載がない場合は記載のある登録証明書の原本が必要です。その他の技術資格については登録証・免許等のコピーの添付が必要です（下表を参照してください）。
- エ. 公害防止実務証明書（様式第3）
衛生工学衛生管理者、毒物劇物取扱責任者、採石業務管理者、生物由来製品の製造管理者、再生医療等製品製造管理者の資格の場合は、それぞれの職務に1年以上従事した証明が必要です。この証明は「公害防止実務証明書」（様式第3）で行ってください。

技術資格に関する必要な提出書類（ウ. 必要書類とエ. 公害防止実務証明書）

技術資格の種類	ウ 必要書類	エ 実務証明書
技術士	登録証明書（原本）又は登録証書の写し、及び技術部門及び科目がわかる証明書	
環境計量士（計量士）	経済産業大臣への登録証の写し	
保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員、又は鉱害防止係員	合格証書の写し、又は産業保安監督部が発行する合格証明書	
薬剤師	薬剤師免許の写し	
エネルギー管理士（熱管理士含む）	免状の写し	
甲種ガス主任技術者	免状の写し	
乙種ガス主任技術者	免状の写し	
特級ボイラー技士	免許の写し	
一級ボイラー技士	免許の写し	
第一種・第二種電気主任技術者	免状の写し	
第一種・第二種ボイラー・タービン主任技術者	免状の写し	
第一種作業環境測定士	登録証の写し	
公害防止管理者 (ダ イキソ類関係の申込のみ有効)	合格証書又は修了証書の写し	
衛生工学衛生管理者	衛生工学衛生管理者免許の写し	必要(様式3)
毒物劇物取扱責任者	自治体への設置届出書又は変更届の写し	必要(様式3)
採石業務管理者	合格証書の写し	必要(様式3)
生物由来製品製造管理者	厚生労働大臣又は自治体の承認書の写し	必要(様式3)
再生医療等製品製造管理者	地方厚生局長の承認書の写し	必要(様式3)

- ・受講区分に対応する技術資格については別表A（9～12ページ）を参照してください。
- ・必要書類ウ. とエ. の両方に記載がある場合には両方の必要書類の提出が必要です。

別表 A 技術資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 3 〕

大気関係第 1 種

1. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
金属部門	非鉄冶金、鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

大気関係第 2 種

1. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験【鉱山保安法】に合格した方
3. 毒物劇物取扱責任者【毒物及び劇物取締法】として 1 年以上その職務に従事した方
4. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方
5. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
金属部門	非鉄冶金、鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
環境部門	環境保全計画、環境測定

6. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

大気関係第 3 種

1. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験【鉱山保安法】に合格した方
2. エネルギー管理士（熱管理士を含む）【エネルギーの使用の合理化等に関する法律】の免状の交付を受けている方
3. 甲種ガス主任技術者【ガス事業法】の免状の交付を受けている方
4. 特級又は一級ボイラー技士【労働安全衛生法】の免許を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状【電気事業法】の交付を受けている方
6. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

技術部門	選択科目
機械部門	動力エネルギー、熱工学
化学部門	全選択科目
金属部門	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
衛生工学部門	大気管理
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

7. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

大気関係第4種

1. 甲種又は乙種ガス主任技術者【ガス事業法】の免状の交付を受けている方
2. 特級又は一級ボイラー技士【労働安全衛生法】の免許を受けている方
3. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
4. エネルギー管理士（熱管理士を含む）【エネルギーの使用の合理化等に関する法律】の免状の交付を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状【電気事業法】の交付を受けている方
6. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

技術部門	選択科目
機械部門	動力エネルギー、熱工学
化学部門	全選択科目
金属部門	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
衛生工学部門	大気管理
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

水質関係第1種

1. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

3. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方

水質関係第2種

1. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。

環境計量士（濃度関係）

2. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第18条第9号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として1年以上その職務に従事した方
3. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験【鉱山保安法】に合格した方
4. 毒物劇物取扱責任者【毒物及び劇物取締法】として1年以上その職務に従事した方
5. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方
6. 甲種又は乙種ガス主任技術者【ガス事業法】の免状の交付を受けている方
7. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

水質関係第 3 種

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
農業部門	農芸化学
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
3. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方

水質関係第 4 種

1. 採石業務管理者[採石法]として 1 年以上その職務に従事した方
2. 再生医療等製品の製造の管理をする者又は生物由来製品の製造の管理をする者[医薬品医療機器等法]として 1 年以上その職務に従事した方
3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
4. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
5. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
農業部門	農芸化学
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

騒音・振動関係

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 6 号（削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務）又は第 8 号（ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

機械部門	機械加工及び加工機、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、 機械力学・制御
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（騒音・振動関係）

特定粉じん関係

1. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 第一種作業環境測定士【作業環境測定法】
3. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	化学装置及び設備
衛生工学部門	大気管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

4. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）

一般粉じん関係

1. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）
2. 採石業務管理者【採石法】として 1 年以上その職務に従事した方
3. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 第一種作業環境測定士【作業環境測定法】
5. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	化学装置及び設備
衛生工学部門	大気管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

ダイオキシン類関係

1. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	全選択科目
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）
3. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験【鉱山保安法】に合格した方
5. 毒物劇物取扱責任者【毒物及び劇物取締法】として 1 年以上その職務に従事した方
6. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方
7. 第一種作業環境測定士【作業環境測定法】
8. 大気関係第 1 種公害防止管理者又は大気関係第 2 種公害防止管理者の資格を有し、かつ、水質関係第 1 種公害防止管理者又は水質関係第 2 種公害防止管理者の資格を有する方